

八王子市立梶田中学校 令和8年度 いじめの防止等の基本的な方針と取組内容

学校のいじめ防止等の基本的な考え方

法や条例等

- 〈国〉いじめ防止対策推進法（H25）
 - いじめ防止等のための基本的な方針（H29 改定）
 - いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（H29）
 - 不登校重大事態に係る調査の指針（H28）
- 〈都〉東京都いじめ防止対策推進条例（H26）
 - 東京都いじめ防止対策推進基本方針（H26）
- 東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次・一部改定】（R3）
- 〈市〉いじめを許さないまち八王子条例（H29）
 - 八王子市教育委員会いじめ防止等に関する基本的な方針（R4.2月改定）

八王子市立梶田中学校 いじめ防止基本方針

- いじめの防止等に関する基本的な考え方
「いじめが、どの学校、どの学年・学級にも起こり得る」という認識に立ち、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者等の関係者と連携を図り、学校全体でいじめの未然防止と早期発見に取り組む。
- 令和8年度の重点項目
未然防止：生徒がいじめについて考え、行動する機会の充実。深い生徒理解に基づいた生徒指導。地域や保護者と連携した生徒の見守り体制。

令和8年度のいじめの防止等に向けた課題

- 生徒の些細な変化やサインを見逃さず、対応しようとする教職員の意識の向上を目指す。
- 昨年度の生活アンケートで、「相談できる大人がいない」生徒が複数挙がった。「相談できる大人がいない」生徒ゼロを目指す。
- 日頃から生徒に「いじめは決して許されないこと」を伝えるとともに、生徒が主体的にいじめについて考え、行動する機会を設ける。

いじめの防止等に関する校内体制

学校いじめ対策委員会

- 開催日 毎週火曜日 9時45分から
- 構成員 校長、副校長、各分掌主任、学年主任、特別支援学級主任、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、都事務主事
※生活指導主任が対策委員会のコーディネーターを務めます。
- 役割 いじめの認知、いじめの対応協議、いじめの解消判断、校内研修の計画、学校いじめ防止基本方針の見直し 等

いじめ対応の流れ

- 未然防止：生徒が相談しやすい環境、関係づくりを目指す。
個に応じた分かりやすい授業、深い生徒理解に基づいた生活指導を心がける。
「相談できる大人がいない」生徒ゼロを目標にする。
- 早期発見：生徒の些細な変化や兆候も見逃さない。
- 早期対応：「重大事態」に至らないように適切に対応する。

いじめの防止等に関する教員研修

- 4月 3日 「要配慮生徒（健康面）の情報交換」
- 4月 6日 「学校いじめ防止基本方針の共通理解、生徒情報共有」
- 7月 6日 「Q-U分析①」学年で分析の共有
- 7月17日 「Q-U分析②」全体で1回目の共有
- 12月21日 「Q-U分析③」学年で分析の共有
- 12月25日 「Q-U分析④」全体で2回目の共有、成果の共有

いじめの防止等に向けた授業、児童・生徒の取組など

いじめの防止等に関わる取組

- ・1年生においては、いじめ防止プログラムに基づく授業を行い、アンガーマネジメントについて学ぶことで、人間関係を良くする方法を学ばせる。
- ・年2回の hyper-QU を活用し、学級経営の改善を行い、いじめの起こらない環境を整えていく。

SOS の出し方に関する授業

- ・7月17日にSOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料「自分を大切にしよう」を視聴し、自分が辛いときの対処法を学ばせる。
- ・また、日常的に生徒の発するSOSをアンテナ高く感じ取るために、いじめ防止チェックシートを活用する。また、生徒対象のいじめに関するアンケート調査を毎月行い、いじめの早期発見・解決を目指す。

いのちの大切さを共に考える日の取組

- ・6月8日の全校朝礼にて、校長講話で『いのちの大切さを共に考える』ことについての講話を実施し、その後、道徳の授業の内容に絡みながら、振り返りワークシートを実施する。
- ・7月1日に道徳授業地区公開講座にて、いのちに関するテーマで道徳の授業を実施する

生徒の自己肯定感を高める取組

- ・生徒が主体的に活動できる機会を設ける。そのために、事前指導を充実させ、適切に振り返りをする。
- ・話し合い活動では多様な考え、新たな見方や考え方を受け入れ、一人ひとりの考えや活動のよさを認め合う場を設ける。
- ・部活動などで、下級生が上級生の指導により信頼感を増す場を設ける。

保護者・地域・関係機関との連携

保護者

- ・保護者会等の機会に、学校いじめ防止基本方針等を説明する。
- ・子ども見守りシートの活用を周知し、いじめの早期発見・早期解決を図る。
- ・学校評価アンケートによる評価を学校がいじめ防止等の取組の改善につなげる。

地域

- ・学校運営協議会で学校がいじめ基本方針やいじめ防止等に関する取組を議題として協議する。
- ・道徳授業地区公開講座や授業公開等で学校がいじめ防止等の取組を地域に公開する。
- ・学校ホームページ等で学校の取組を周知する。

関係機関

- ・学校サポートチームを活用して、地域や関係機関等と連携して迅速にいじめに対処する。
- ・事案に応じて、児童相談所や子ども家庭支援センター、スクールソーシャルワーカー、警察等の関係機関とケース会議をもつなど、連携して対応する。
- ・生徒や家庭へ相談窓口の一覧を長期休業前に周知する。